

育児・健康相談(7月)

☑下表の通り ☑相談担当者=保健師など ※育児相談は母子健康手帳を持参
 ☑育児相談=こども保健課(☎231-1447)、健康相談=成人保健課(☎231-1935)

育…育児相談	健…健康相談
骨…骨量測定	

場所	日	曜	内容	
			10:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:00
唐戸保健センター	7	金	育	
豊北保健センター	7	金	育	
小月公民館	7	金		健・骨 13:30-15:00
豊田子育て支援センター	11	火	育	
宇賀児童館	12	水	育 10:15-11:00	
六連島漁村センター	14	金	健	
菊川保健センター	19	水	育	
長府公民館	19	水	健・骨	
山陽保健センター	28	金	育	

母親学級

☑妊娠中の方 ☑7月19日(水)午後1時30分~3時30分 ☑新下関保健センター ☑出産のはなし、赤ちゃんの特徴や世話について
 ☑助産師、保健師 ☑30人(予約制)
 ☑母子健康手帳
 ☑問 こども保健課(☎231-1447)

ふくふくこども館のイベント

●親子English ☑年少~小学校低学年(保護者同伴) ☑7月23日(日) ☑年少クラス ☑午前10時30分~11時30分 ☑年中・年長クラス ☑午後1時~2時 ☑小学校低学年クラス ☑午後2時30分~3時30分 ☑発音・ことばのちがいを遊びを通して耳と動きで学びます
 ☑上田敦子氏(ふくふくこども館職員) ☑各クラス8組(先着順) ☑各回500円
 ●おかねの教室 ☑親子 ☑7月

29日(土)午前10時30分~11時30分
 ☑「おかいものゲーム」で楽しくお金について考えます ※協力 ☑山口銀行FP事業部 ☑15組先着順
 ☑問 ふくふくこども館 (☎227-2581)

ひとり親(母子・父子)家庭等医療費受給者証の更新

有効期限は7月31日(月)です。引き続き助成を受けるには、更新手続きが必要です。

☑①市民税所得割非課税世帯年少扶養控除等の廃止前の方法で再計算した所得割が0円となる場合含む ☑18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父・母・養育者と児童
 ②児童扶養手当受給者と同様の所得水準の世帯 ☑小学校卒業までの児童のみ
 ③前述の①②の所得水準を超える方 ☑義務教育就学前児童のみ
 ☑7月3日~31日 ☑健康

保険証、印鑑、ひとり親家庭を証明する物(児童扶養手当証書、民生委員の証明など)、平成29年1月2日以降転入の方は平成29年度所得課税証明書(転入家族全員分) ☑こども家庭課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
 ☑こども家庭課(☎231-1928)

乳幼児医療費受給者証の更新

有効期限は7月31日(月)です。引き続き助成を受けるには、更新手続きが必要です。

☑義務教育就学前児 ☑所得制限 ☑乳幼児の父母の平成29年度市町村民税所得割額(税額控除前)の合計が13万6700円以下(年少扶養控除等の廃止前の方法で再計算した額が前述の額以下の場合を含む) ☑3歳未満(3歳の誕生日を迎える月の月末まで)の乳幼児で所得制限を超えている場合、市独自の制度で助成 ☑乳幼児の健康保険証、印鑑、平成29年1月2日以降転入の方は、平成29年度市町村民税の税額の方から物(父母両方分)
 ☑7月31日(月)までに、こども家庭課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
 ☑こども家庭課(☎231-1928)

ひとり親(母子・父子)家庭相談窓口をご利用ください

突然配偶者を失った方、離婚などでひとり親家庭となった方、現

●障害者相談窓口●
 地域生活の一般的な相談や障害福祉サービスに関する相談などの窓口を設置しています。
 ☑障害者支援課 (☎227-4199 ☎222-3180)

施設名	住所	連絡先
障害者生活支援センター	貴船町三丁目	☎228-3211 ☎235-3210
こども発達センター	幡生本町	☎233-9850 ☎233-9851
支援センターひえだ	稗田中町	☎251-6161 ☎251-6177
なごみの里相談支援センター	大字蒲生野	☎258-1122 ☎227-4610
ぱれっと	秋根本町二丁目	☎249-6065 ☎249-6075
相談支援事業所フェニックス	大字小野	☎256-5336 ☎256-5025
菊川障害者生活支援センター	菊川町大字下岡枝	☎287-2877 ☎287-1270
支援センター一歩社	豊浦町大字吉永	☎775-4171 ☎775-4172
はまゆう園相談室	豊北町大字滝部	☎782-1966 ☎782-1520

在離婚を検討中の方、生活していくうえで不安や悩みを一人で抱えていませんか。今後の生活や就職などについて専門の支援員が相談に応じ、就労支援・給付・貸し付け・専門機関への案内など、一人ひとりを支援します。※秘密厳守
 ※相談希望者は事前に電話予約を
 ☑受付時間 ☑平日の午前9時~午後4時
 ☑こども家庭課(☎231-1358)

ファミリーサポートセンターの会員募集



0歳~小学6年生の子どもがいる子育ての援助を受けたい方と、援助を行いたい方が共に会員になり、助け合いながら育児の援助活動を行います。仕事などで子どもの世話ができない会員に代わり、援助できる会員が子どもの預かりや送迎などを行った場合、援助を受けた

会員は、援助した会員へ1時間につき600円を支払います。特に、援助を行う会員を募集します。※資格不要、保険(市が負担)に加入
 ☑問 下関市ファミリーサポートセンター(☎233-7632)

児童館のイベント

●ひかり童夢(☎229-0980)
 ☑救命救急法講習会 ☑幼児と保護者 ☑7月11日(火)午前11時
 ☑パステル画教室 ☑幼児、小学生と保護者 ☑7月28日(金)午前10時30分 ☑20組(先着順) ☑おしぼり、10円玉 ☑7月21日(金)までに直接か電話でひかり童夢へ。
 ●ひこまる(☎266-3321)
 ☑着ぐるみショー(下関短期大学児童研究部) ☑乳幼児と保護者、小学生 ☑7月1日(土)午前10時30分 ☑150人(先着順) ☑直接か電話にてひこまるへ。
 ☑応急措置をどうする? ☑乳幼

福祉・医療

7月は「社会を明るくする運動」 強調月間

児と小学生の保護者 回7月13日
(木)午前10時30分 ▽七夕まつり
Ⅱ 対乳幼児と保護者 回7月6日
(木)午前11時 回15組(先着順)
Ⅲ 直接か電話でひこまるへ。
● 宇賀児童館(☎776-0001)
▽七夕飾り作りⅡ 対乳幼児と保護者、
小学生など 回7月1日(土)午前
10時30分 ▽保健師の育児相談&
親子リトミックⅡ 対乳幼児と保護
者など 回7月12日(水)午前10時
15分 ▽消防車がやってくるよⅡ
7月15日(土)午前10時30分 日

「社会を明るくする運動」は、全
ての国民が、犯罪や非行の防止と
罪を犯した人たちの更生について
理解を深め、犯罪や非行のない地
域社会を築こうとするものです。
Ⅲ Ⅳ オープニングセレモニーⅡ 7
月3日(月)午前10時/シーモール

いきいきシルバー100をご利用ください

(※申請書は裏面にあります) 回長寿支援課(☎231-1340)

「いきいきシルバー100」は、70歳以上の方が、サンデン交通バス、ブルーライン交通バス、下関市生活バス、下関市渡船(六連島、蓋井島航路)を1回100円で利用できる助成証です。



Ⅲ 市内在住で平成29年度中に70歳以上になる方(昭和23年4月1日以前に生まれた方) Ⅳ 利用期間=9月15日~11月3日、11月~平成30年3月までの第3金曜日(11月17日、12月15日、1月19日、2月16日、3月16日) Ⅴ 7月3日~8月4日に、裏面を書いて切り取り、持参するか、はがきに貼り付けるかファクスで、長寿支援課(〒750-8521市内南部町1番1号 ☎231-1948)へ。※昨年度交付を受けた方には、継続して「いきいきシルバー100」を送ります ※申請書は、長寿支援課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所、各サテライトオフィス、公民館(西部、北部、玄洋、長府東、川中、吉母)にも設置。窓口で受け付けもできます。市ホームページからもダウンロード可

①高額介護サービス費の申請

1カ月に支払った利用者負担の

介護保険課からのお知らせ

- 各総合支所市民生活課
- ▽菊川(☎287-4003)
 - ▽豊田(☎766-2180)
 - ▽豊浦(☎772-4023)
 - ▽豊北(☎782-1922)

保険・年金

Ⅲ 7月20日(木)午後1時 Ⅳ 市民
会館 Ⅴ 社会福祉事業功労者の表
彰、講演「健康づくりでまちづく
り、まちづくりで健康づくり」あ
なたも私も地域も健康になるため
に〜」など
Ⅵ 福岡福祉政策課(☎231-1418)

地域福祉推進大会

下関玄関前(竹崎町四丁目) ▽豊
浦町推進大会Ⅱ 7月1日(土)午後
1時/川棚公民館 ▽豊北町推進
大会Ⅱ 7月2日(日)午後1時30分
/豊北生涯学習センター ▽豊田
推進大会Ⅱ 7月15日(土)午後1時
30分/豊田生涯学習センター
Ⅶ 福岡福祉政策課(☎231-1418)、各
総合支所市民生活課、▽菊川(☎287-
4006) ▽豊田(☎766-2947)
▽豊浦(☎772-4020) ▽豊北(☎
782-1958)

合計額が、所得に基づき設定され
た上限額を超えた場合、支給申請
により、高額介護(予防)サービス
費として、あとから支給されます。
※平成29年8月サービス利用分よ
り一般世帯の上限額に変更があり
ます Ⅷ 介護保険被保険者証、印
鑑、本人名義の預金口座の分かる物
② 介護保険負担限度額認定の申請
市民税非課税世帯の方別世帯の
配偶者を含む)で、夫婦の資産が上
限額を超えない方が施設サービス
などを利用する場合、申請により
食費や居住費の利用者負担が減額
されます。※現在の有効期限は7
月31日(月)。更新申請は7月3日
(月)から受け付け Ⅸ 介護保険被
保険者証、夫婦それぞれの全ての
預貯金などの残額が確認できるも
の(通帳など)、夫婦それぞれの印鑑
③ 社会福祉法人等による利用者負
担軽減の申請
社会福祉法人などが提供する介
護サービスの利用者負担額(食費・
居住費が、申請により軽減されます。
Ⅹ 市民税非課税世帯で次の要件を
すべて満たす方が生活保護受給者
①年間収入が150万円以下 ②預貯
金の額が350万円以下 ③ともに世
帯員の加算あり) ④日常生活に供
する資産以外に活用できる資産が
ない ⑤負担能力のある親族など
に扶養されていない ⑥介護保険
料を滞納していない Ⅺ 介護保険
被保険者証、印鑑、世帯全員分の

収入・預貯金などが確認できる物
(預貯金通帳など。写しも可)
④ 住宅改修は事前申請が必要
介護保険による住宅改修費の支
給を受けるためには、工事着工前
の事前申請が必要です。介護支援
専門員などに相談してください。
Ⅻ ①②③ マイナンバーのわかる
書類と窓口に来られた方の本人確
認証(顔写真あり)1点なければ2点
● 介護保険負担割合証の発送
介護認定を持っている方に負担
割合証を発送します。介護サービ
スの利用時には提示が必要です。
Ⅼ 介護保険課、各総合支所市民生
活課、各支所(住宅改修は除く)へ。
Ⅽ 介護保険課(☎231-1139)
後期高齢者医療健康診査の受診を
平成30年3月31日(土)まで ※
対象者には受診券を送付済み Ⅾ
▽健診項目Ⅱ問診、診察、血液検
査(貧血検査含む)、尿検査 ▽受
診機関Ⅱ市内の各医療機関(受診券
と一緒に一覧表を送付) ▽受診券
を紛失した場合Ⅱ被保険者証を持
参して、保険年金課、各総合支所
市民生活課、本庁の各支所で受診
券の再交付申請を。▽結果Ⅱ受診
した健診機関から郵送で通知する
か、直接結果を説明 Ⅿ 500円 持
健康診査受診券(黄色の紙)、質問
票、後期高齢者医療被保険者証
ⅰ 保険年金課(☎231-1306)、各
総合支所市民生活課

マークの見方

Ⅲ…対象 Ⅳ…日時 Ⅴ…期間 Ⅵ…場所 Ⅶ…内容 Ⅷ…講師 Ⅸ…定員
Ⅹ…参加費など Ⅺ…持参する物 Ⅻ…申込方法 Ⅼ…共通事項 Ⅽ…問合先